

## 中野区子ども・子育て会議の概要

### 1 趣旨

子ども・子育て支援法では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。

本計画の策定及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な意見を聴くため、区長の附属機関として「中野区子ども・子育て会議」を設置しました。

### 2 中野区子ども・子育て会議条例

資料 1—2 参照

### 3 主な調査審議事項（子ども・子育て支援法第 77 条 1 項関係）

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- (2) 教育・保育施設（認定子ども園、保育園、幼稚園）の利用定員の設定
- (3) 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
- (4) 子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

### 4 関連する調査審議事項

- (1) 子ども・子育て支援事業の評価、課題の抽出
- (2) 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」
- (3) 保育園、幼稚園等の総運営費を勘案した利用者負担のあり方
- (4) 施設型給付の対象として確認を受ける教育・保育施設の運営基準
- (5) 地域型保育給付の対象として確認を受ける地域型保育事業の運営基準
- (6) 地域型保育事業の認可基準
- (7) 放課後学童クラブの設備運営基準

### 5 中野区子ども・子育て会議の開催予定及び調査審議事項について

資料 1—3 参照

### 6 参考

下記の内閣府 HP にて、子ども・子育て支援新制度に関する様々な情報を閲覧できます。（国の子ども・子育て会議の経過、新制度の概要など）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>